郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成27年3月23日

郡山市長 品 川 萬 里

郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長期的な視点において、本市の公共施設、公用施設その他の本市が所有する建築物その他の工作物(以下「公共施設等」という。)の総合的かつ計画的な管理の方針を定める計画(以下「公共施設等総合管理計画」という。)を策定するに当たり、専門的な見地から意見を聴取するため、郡山市公共施設等総合管理計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、公共施設等総合管理計画策定に必要な次に掲げる事項について検討し、市長 に対し提言するものとする。
  - (1) 公共施設等のあり方に関すること。
  - (2) 公共施設の耐震化及び長寿命化に関すること。
  - (3) 公共施設等の点検、診断等安全確保に関すること。
  - (4) その他公共施設等総合管理計画の策定に関すること。

(委員)

- 第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、その委員は、公共施設等の適正管理、資産経営、その他市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部公有資産マネジメント課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。